

コージェネレーション普及に向けた取組

平成27年 6月18日

九州経済産業局資源エネルギー環境部

資源エネルギー環境課

(1) エネルギー政策について

(2) エネルギー分野のシステム改革

(3) コージェネレーションシステムについて

(4) コージェネ関連の予算・税制について

(1) エネルギー政策について

① エネルギー政策の基本的視点

“3E+S”

「安定供給（エネルギー安全保障）」（Energy Security）

「コスト低減（効率性）」（Economic Efficiency）

「環境負荷低減」（Environment）

を追求・実現

+

「安全性」（Safety）が前提

② “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向

- 各エネルギー源の強みが活き、弱みが補完される、強靱で、現実的かつ多層的な供給構造の実現。
- 制度改革を通じ、多様な主体が参加し、多様な選択肢が用意される、より柔軟かつ効率的なエネルギー需給構造の創出。
- 海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善。

エネルギー 安定供給

1. 化石燃料に対する依存度増加

- ・ 総発電電力量の約**88%**(2012年度)
 - 第一次石油ショック時(約**76%**)以上の水準。
- ※中東依存度：原油(**83%**)、天然ガス(**29%**)
- ・ 再生エネルギー導入比率 - 総発電電力量の約**1.6%**(水力除く)
(2012年度、固定価格買取制度による国民負担**3,500**億円/年)

国民生活・ 経済への影響

2. 燃料費の増加(火力発電焚き増し費用)

約**3.6**兆円(1人あたり約3万円の負担、2013年度)

3. 電気料金の高騰

- ・ 震災前と比べ平均**2割程度**上昇(標準世帯電力料金)

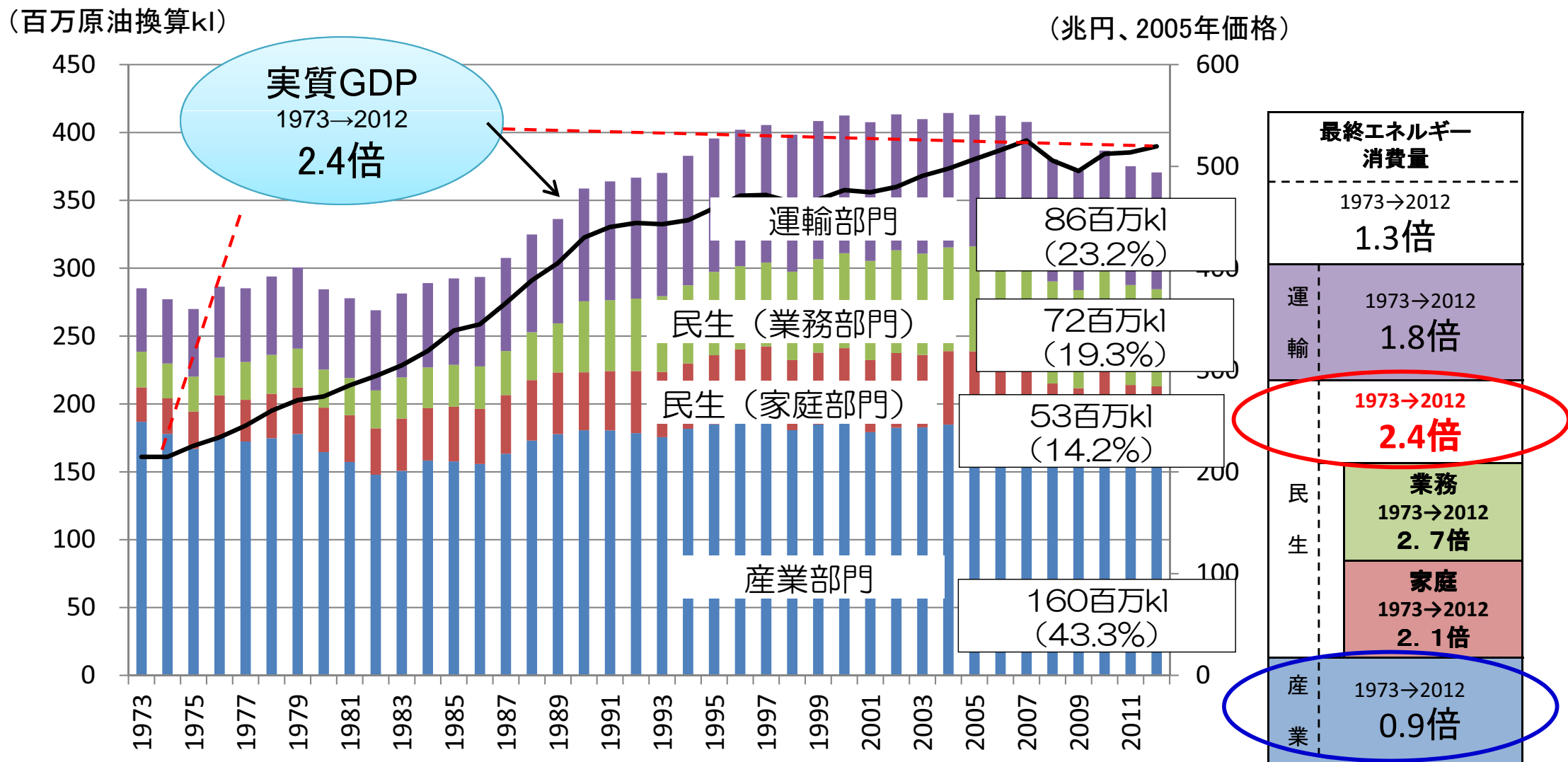
地球温暖化

4. CO₂排出量増加(2012年度)

- ・ 一般電気事業者のCO₂排出量**1.1**億トン増加
(日本の排出量約**9%**分、2010年度比)

我が国のエネルギー消費の現状

- 石油危機以降、GDPは2.4倍に増加したにもかかわらず、産業部門はエネルギー消費量が1割減少。一方、民生部門は2.4倍に増加（業務部門2.7倍、家庭部門2.1倍）。
- 産業部門は依然、全体の4割の消費量を占める。



(出所) 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」、国民経済計算年報をもとに作成

長期エネルギー需給見通し小委員会

- 総合資源エネルギー調査会の下に、「第4次エネルギー基本計画」の方針に基づき、長期的なエネルギー需給の見通しについて検討を行うため、「長期エネルギー需給見通し小委員会」が設置。
- 本年1月より、エネルギーミックスに関する検討を開始。コージェネレーションについても議論。

<委員名簿>

	名前	所属
委員長	坂根 正弘	(株)小松製作所相談役
委員	伊藤 麻美	日本電鍍工業(株)代表取締役
	柏木 孝夫	東京工業大学特命教授
	橘川 武郎	一橋大学大学院研究科教授
	河野 康子	(一社)全国消費者団体連絡会事務局長
	小山 堅	(一財)日本エネルギー経済研究所常務理事
	高橋 恭平	昭和電工(株)代表取締役会長
	高村 ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科教
	中上 英俊	(株)住環境計画研究所代表取締役会長
	野村 浩二	慶応義塾大学産業研究所准教授
	増田 寛也	野村総合研究所顧問、 東京大学公共政策大学院客員教授
	安井 至	(独)製品評価技術基盤機構理事長
	山地 憲治	(公財)地球環境産業技術研究機構理事・研究所長
	山名 元	京都大学原子炉実験所教授

<委員会の開催状況>

第1回(平成27年1月30日)

- ・エネルギー基本計画の要点とエネルギーを巡る情勢について

第2回(平成27年2月13日)

- ・3Eに関する意見の整理と主な検討課題について
- ・エネルギー需給見通し策定に関する基礎資料について

第3回(平成27年2月27日)

- ・省エネルギー対策、ベンチマーク制度について

第4回(平成27年3月10日)

- ・再生可能エネルギー各電源の導入の考え方等について

第5回(平成27年3月30日)

- ・電源構成の在り方について

第6回(平成27年4月10日)

- ・**エネルギーの効率的な利用等について**

第7回(平成27年4月22日)

- ・これまでの議論における論点等について

第8回(平成27年4月28日)

- ・エネルギーミックスについて

第9回(平成27年5月26日)、第10回(平成27年6月1日)

- ・長期エネルギー需給見通しについて

二次エネルギー構造の在り方 ～熱利用～

【エネルギー基本計画】

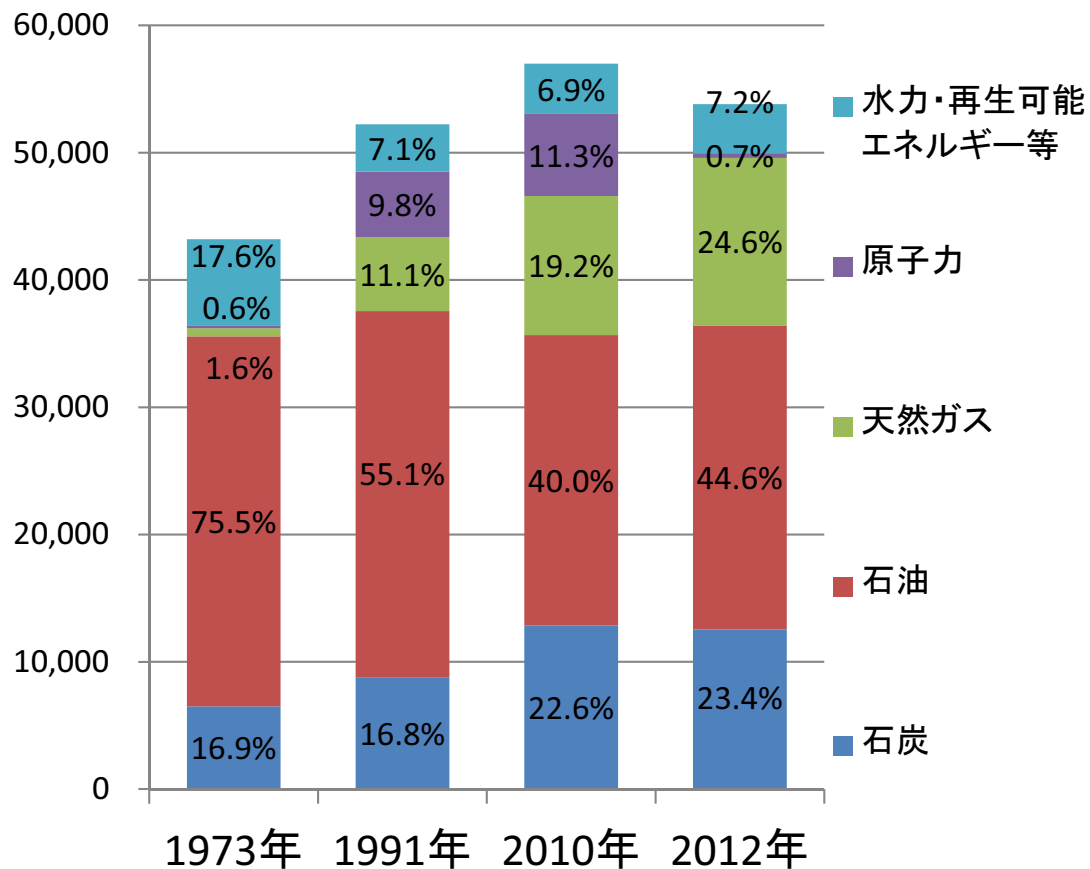
建築物や工場、住宅等の単体での利用に加え、周辺を含めた地域単位での利用を推進することで、コージェネレーションの導入拡大を図っていくことが必要である。

～第2章第2節2. (2)熱利用:コージェネレーションや再生可能エネルギー熱等の利用促進～

- 「安全」で、「環境に優しく」、「安くて」、「安定的に調達できる」、このような完璧なエネルギーはない。
- バランスのとれたベストミックスを策定することが重要。

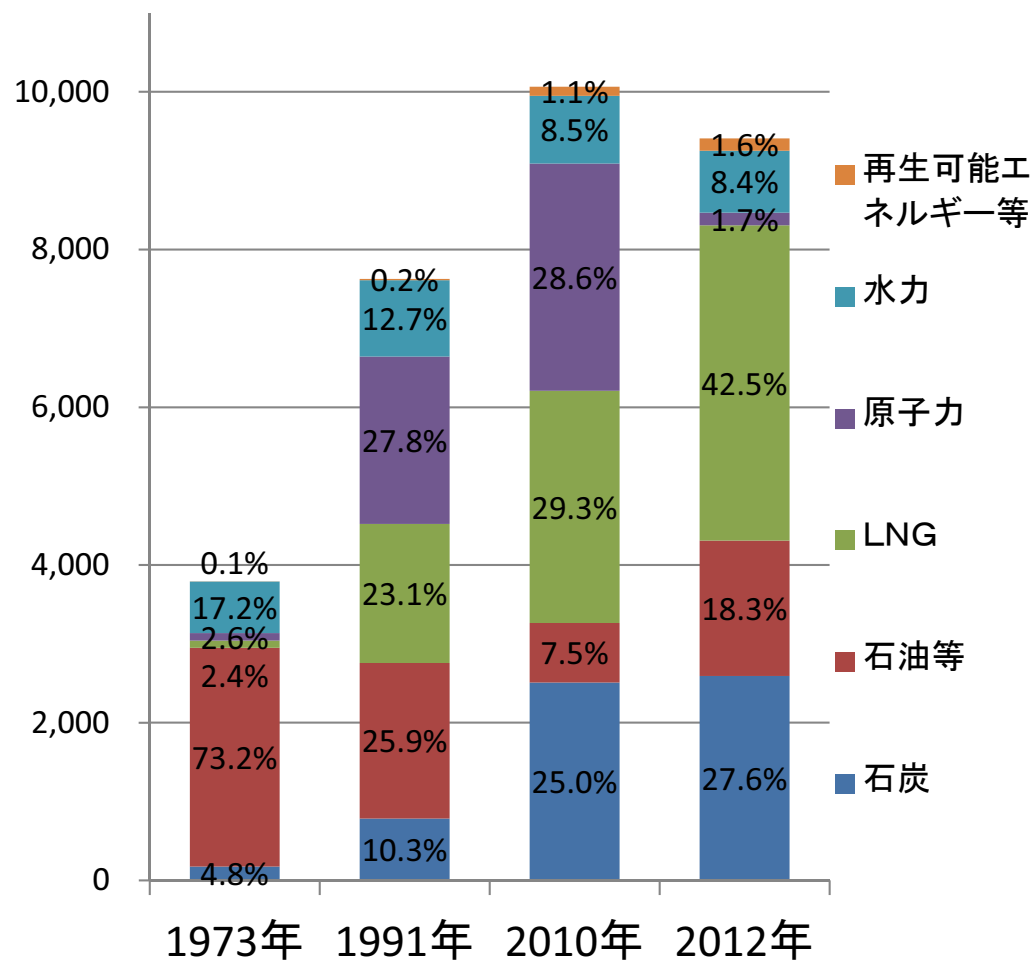
一次エネルギー供給構成の推移

(原油換算万kL)



発電電力量の推移

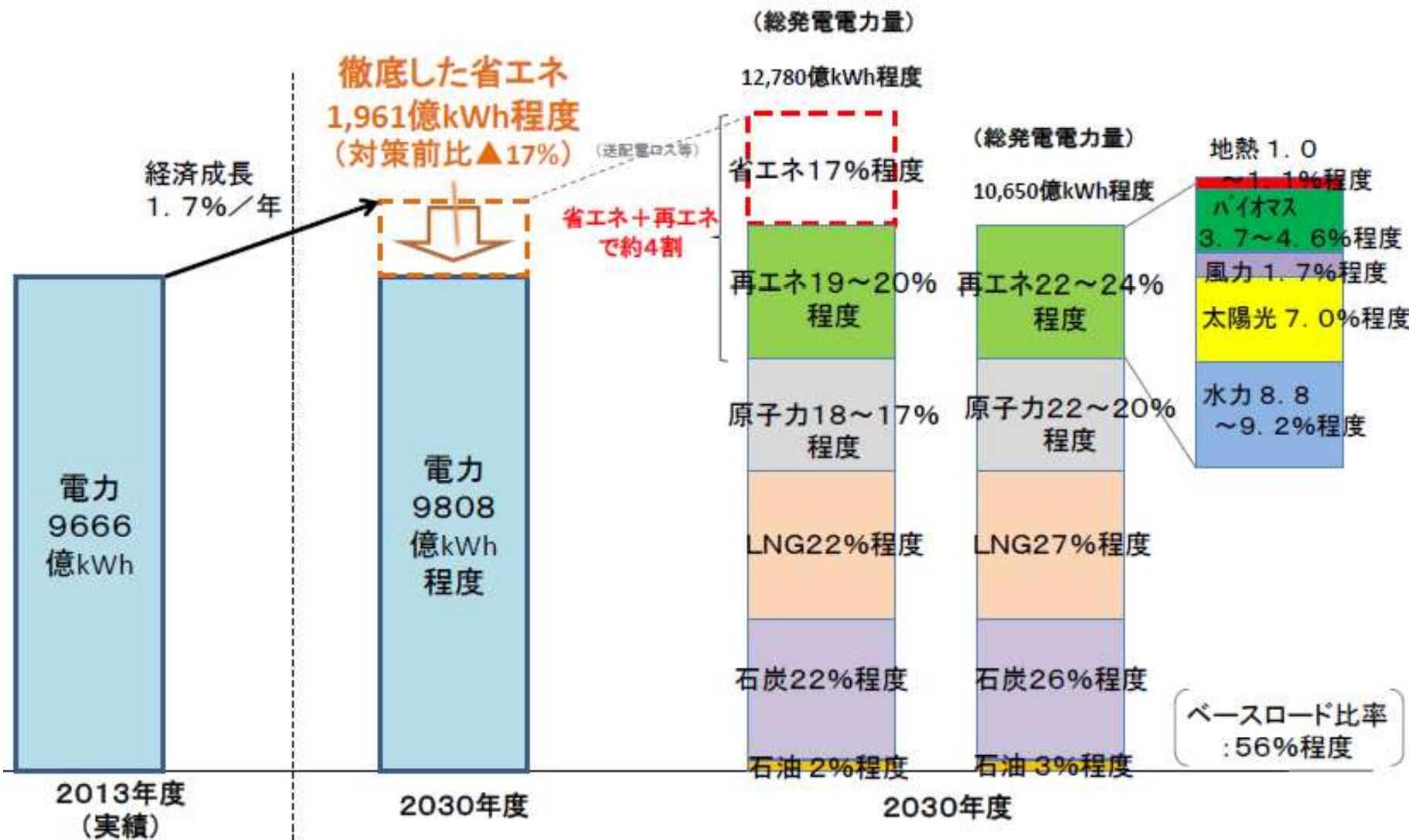
(億kWh)



電力需要・電源構成

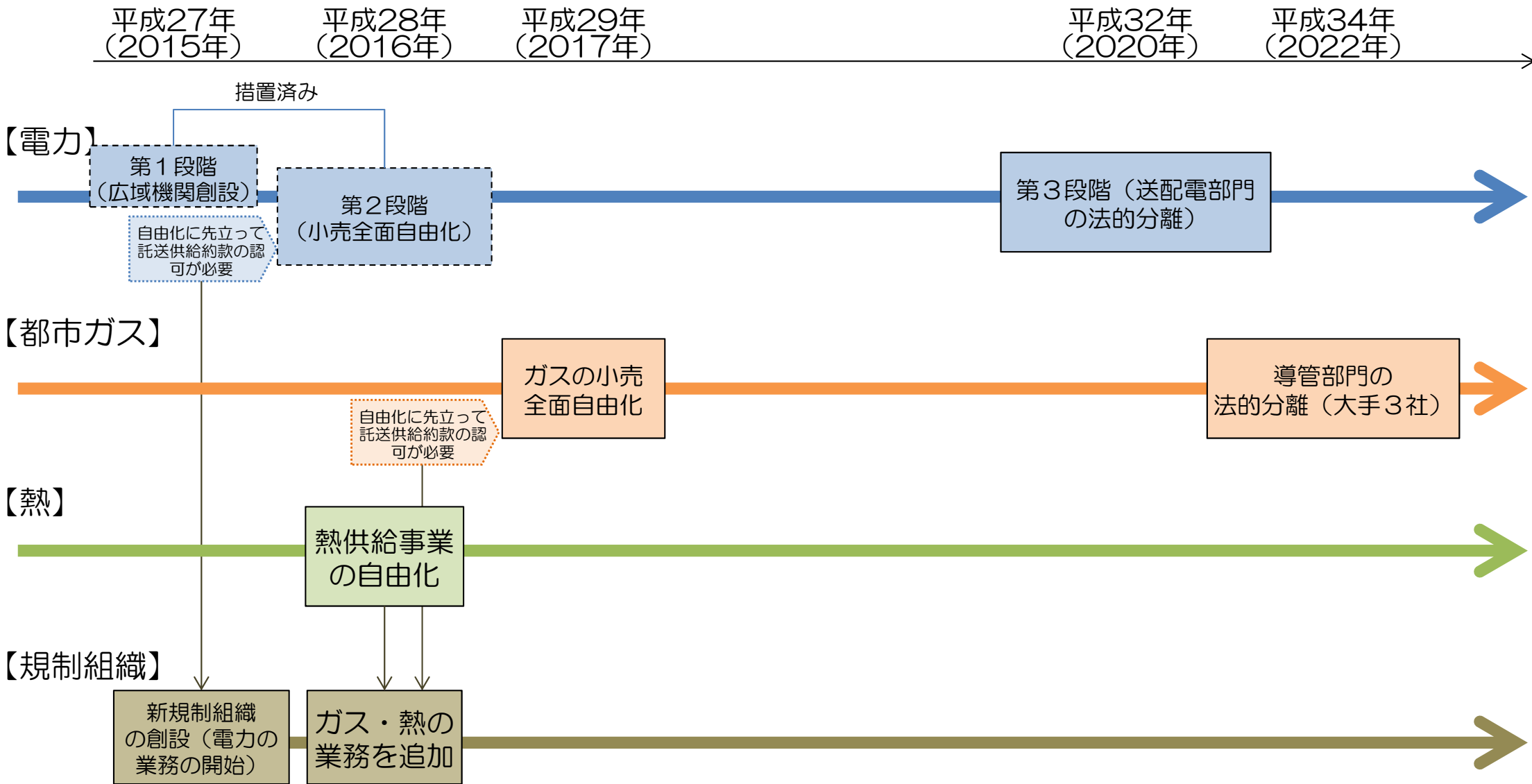
電力需要

電源構成

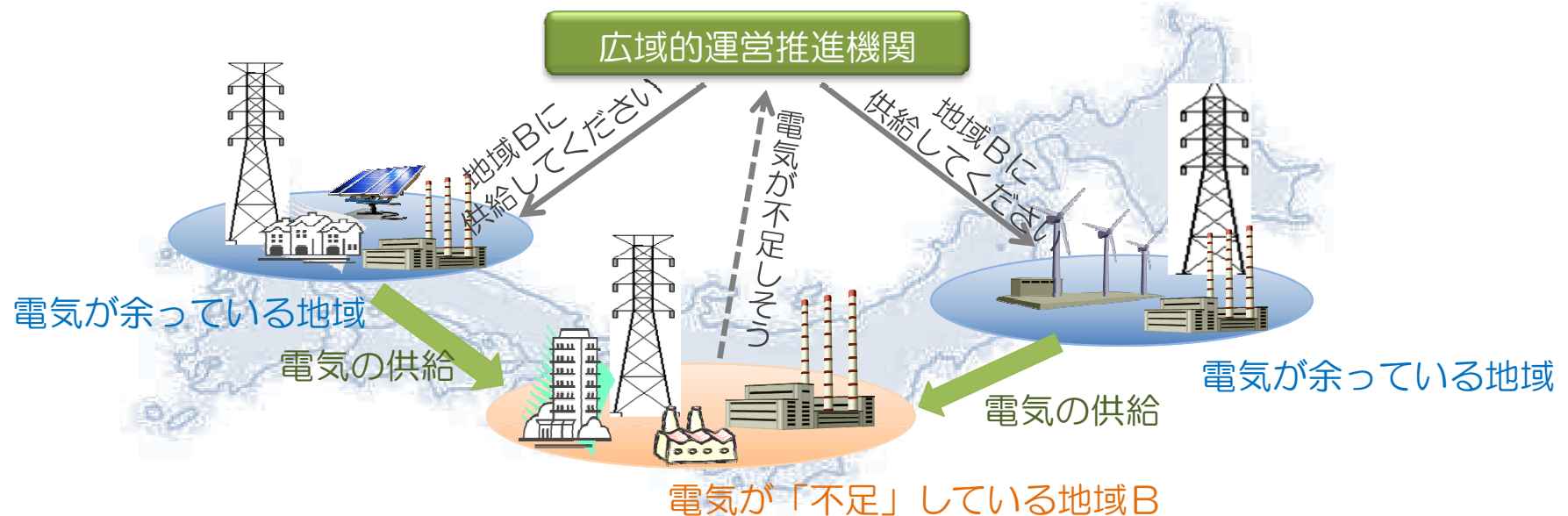


(2) エネルギー分野のシステム改革

エネルギーシステム改革の実施スケジュール



- 地域を越えた電気のやりとりを容易にし、災害時等に停電を起こりにくくする。また、全国大での需給調整機能の強化等により、出力変動の大きい電源の導入拡大等に対応する。
- そのための司令塔として、第1弾の改正電気事業法に基づき本年4月に「広域的運営推進機関」を全電気事業者が加入義務がある認可法人として創設。

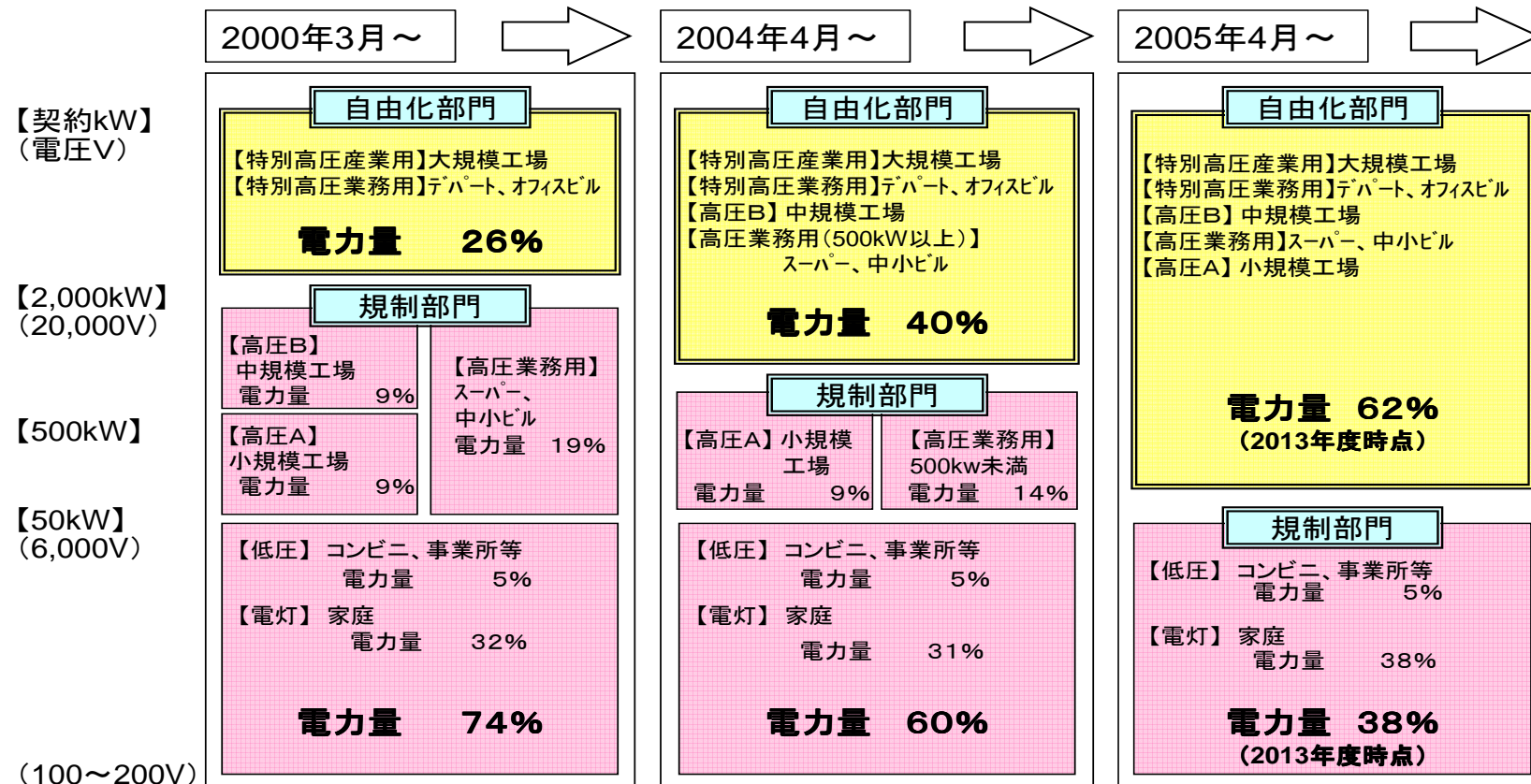


広域的運営推進機関の業務内容

- ① 災害等による需給ひっ迫時において、電源の焚き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う。
- ② 全国大の電力供給の計画を取りまとめ。送電網の増強やエリアを越えた全国大での系統運用等を進める。
- ③ 平常時において広域的な運用の調整を行う。（周波数調整は各エリアの送配電事業者が実施）
- ④ 新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務や、発電と送配電の協調に係るルール整備を行う。

【電力改革2】小売の全面自由化（2016年0月～）

- 我が国では、2000年以降、小売分野の自由化を段階的に実施。
- 家庭等への小売の参入を自由化し、一般家庭の電力選択を実現するとともに、競争を通じて電気料金の最大限の抑制を図る。
- 料金規制は段階的に撤廃し、ピークシフト料金などによる需要抑制をしやすくする。料金規制撤廃後も、最終保障サービスや離島対策を措置。供給力確保のための新たな枠組みを設ける。



現在でも自由に参入可能だが、新規参入者のシェアは、自由化された需要の4.2%、全需要の2.6%にとどまる（2013年度）。また、一般電気事業者が区域（エリア）を超えて供給することが可能。料金規制は無く、自由な料金設定が可能。

現在は一般電気事業者が独占的に供給しているが、**改革の第2段階で自由化を措置（2016年に実施）**。その際、現行の**料金規制を撤廃（ただし経過措置を講じる）**。

(注) 沖縄電力の自由化の範囲は2万kW、6万V以上から、平成16年(2004年)4月に特別高圧需要家(原則2千kW以上)に拡大。

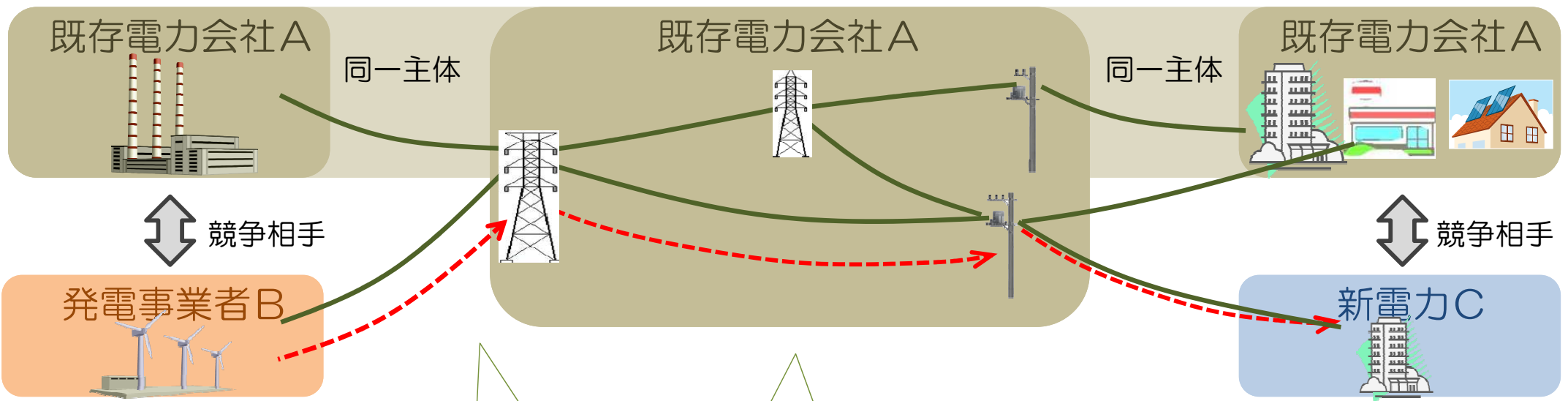
【電力改革3】送配電部門の中立化（2018～2020年）

- 電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価（託送料金）を支払った上で、誰でも自由かつ**公平・平等に送配電ネットワークを利用**できるようにすることが必須。
- 現行の「**会計分離**」では、発電と送配電の間の社内でのやりとりが法人間の契約として明確にならず、外部からの検証が難しい、託送ルールが適用されない等の問題があり、中立性を高めていくためには「**法的分離**」が必要。
- 主要な先進国においても全面自由化が行われている場合には発送電分離をしているのが通例であり、**全面自由化と発送電分離を車の両輪として、一体で進める**必要あり。

発電（競争部門）

送配電（独占の規制部門）

小売（競争部門）



中立性を損なう
問題の例

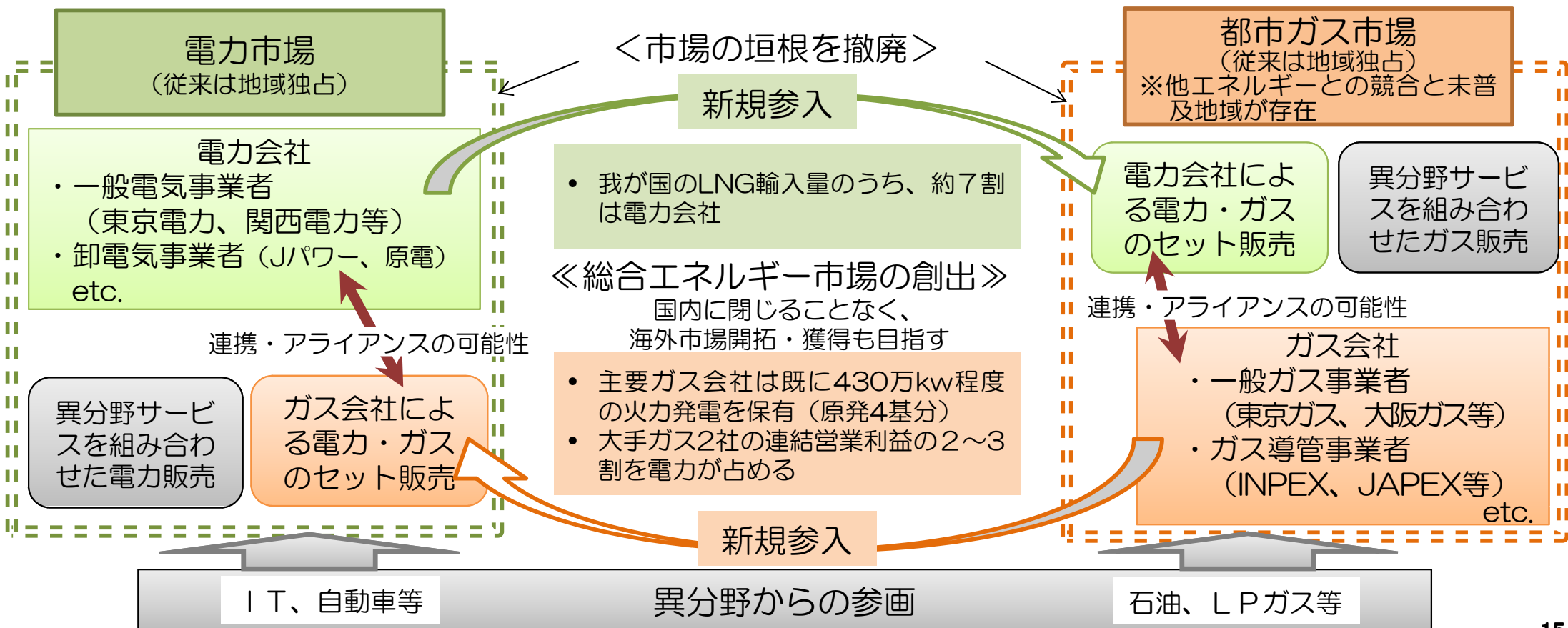
①自社の発電所の
接続を優先

②託送ルールが適用
されない

③送配電事業で知り得た情報
を自社営業に目的外利用

総合エネルギー市場の創出

- 「光熱費」という言葉があるように、消費者にとってエネルギー市場は一体のもの。他方で、従来、我が国のエネルギー市場は、電力、ガス、熱等の業態ごとに制度的な「市場の垣根」が存在
 - (※) 石油やLPガスは既に参入規制なく、自由な市場
- 一体的な制度改革により「市場の垣根」を撤廃し、エネルギー企業の相互参入や異業種からの新規参入を進める。これにより、競争によるコスト低廉化を図るとともに、消費者の利便性を向上させる。
- さらに、国内市場に閉じることなく、総合エネルギー企業による海外市場の開拓・獲得も目指す。



(3) コーージェネレーションシステムについて

(一部出典： 総合資源エネルギー調査会
長期エネルギー需給見通し小委員会(第6回会合)資料2)

「コージェネレーション」とは…

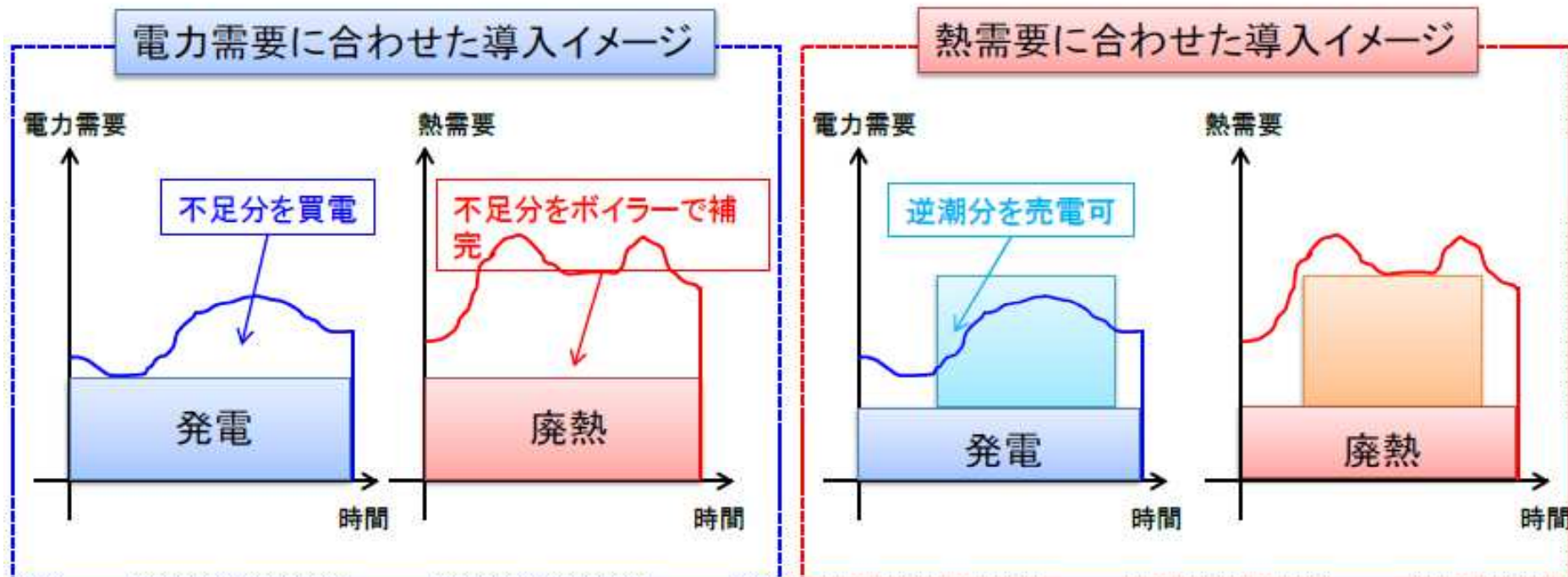
■ コージェネレーション(熱電併給)は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムです。

■ 回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、**燃料が本来持っているエネルギーの約75～80%と、高い総合エネルギー効率の実現可能です。**

(参考1)

コジェネの特性と現状について

1. コジェネは、熱と電力をフル活用することが前提であり、熱需要・電力需要の規模に応じて、効率性・経済性が確保されるよう、導入規模が設定される。
2. その上で、燃料種や発電効率によって発電コストに差が生ずる。
3. なお、運転効率を最大化するため、定格出力で一定運転をすることが望ましく、熱需要の変動はボイラで、電気需要の変動は系統電力で賄うケースが多い。
4. 設備導入規模としては、電気事業者への売電が生じない規模で導入されるケースが多く、売電が円滑化することで、より大きな規模での導入が行われる可能性がある。



コジェネの燃料について

1. コジェネには天然ガス・石油等の燃料が用いられており、主なコジェネの特徴は以下の通り。

天然ガスコジェネ

- コジェネの総発電容量の約53%を占める。(出典:コージェネ財団データ(平成26年3月末時点))
- 10~100kW程度の小型ガスエンジン(小規模業務用)、200~1,000kW程度の中型ガスエンジン(病院、ショッピングセンター等)、1,000~7,000kW程度の大型のガスエンジン・ガスタービン(産業用、大規模業務用等)等幅広く使用されている。

石油コジェネ

- コジェネの総発電容量の約31%を占める。(出典:コージェネ財団データ(平成26年3月末時点))
- 1,000~2,000kW程度のディーゼルエンジン(中規模な産業・業務用、病院等)等が主流。

LPガスコジェネ

- コジェネの総発電容量の約4%を占める。(出典:コージェネ財団データ(平成26年3月末時点))
- 近年は10~100kW程度の小型ガスエンジン(小規模業務用)が主流。

燃料電池

- 都市ガスやLPガスを改質して水素を取り出し、燃料電池により高効率に電気と熱を発生させるコージェネレーションシステム。
- 普及台数は約10万台(平成26年9月末時点)。1kW程度の家庭用が普及しだしている。

コジェネの発電方式について

1. コジェネは、発電方式の違いによって、以下のような特徴がある。
2. 需要家の電気や熱のニーズに合わせ、様々な容量や組み合わせで導入されている。

ガスタービン

- 元々航空機エンジンとして用いられている、燃料の燃焼により生成した高温の気体燃料でタービンを回し、その力で発電機を回すことで発電する方式。
- 熱を、価値の高い高温の蒸気として回収できるため、廃熱の利用に比較的に優れる。
- 燃料は、天然ガスやLPガス等の気体燃料や液体燃料を使用。その切替も可能で幅広く対応できる。

ガスエンジン

- 気体燃料の燃焼により、ピストンエンジンを動かすことで発電する方式。
- 発電効率が高く、電気の利用に比較的に優れる。廃熱については、蒸気＋温水又は全て温水として回収する。
- 燃料は、天然ガス・LPガス等が使用可能。

ディーゼルエンジン

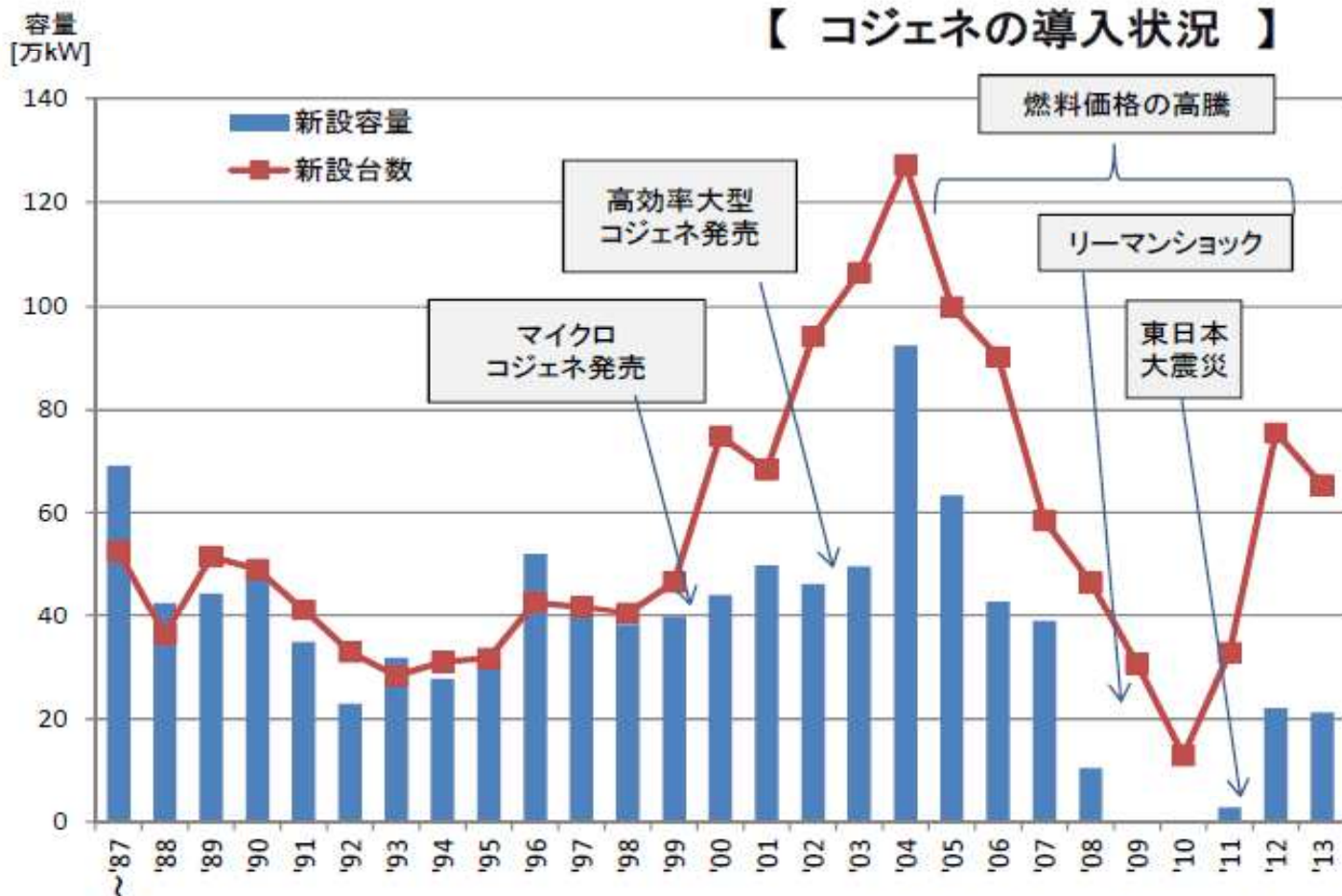
- ピストンで空気を圧縮し、高温高圧となった空気に軽油等の液体燃料を噴射し、自然着火させて膨張させることにより、エンジンを動かすことで発電する方式。
- 燃料は、重油等、液体燃料のみ。

燃料電池

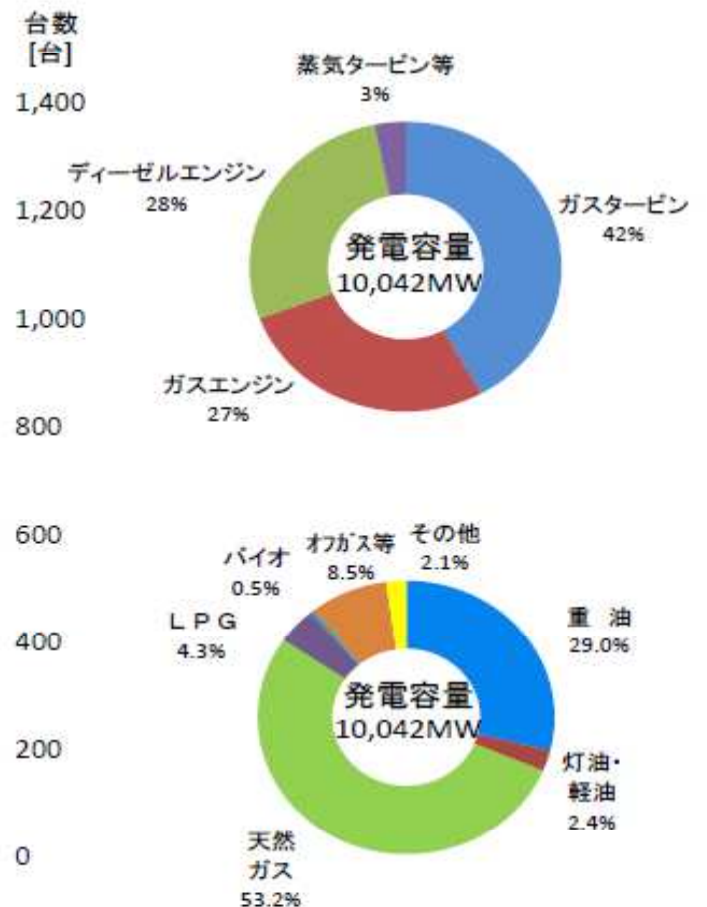
- 内燃機関とは異なり、水素と空気中の酸素との化学反応により、直接電力に変換する方式(水の電気分解の逆反応)。
- 天然ガス・LPガス等から水素を生成し、燃料とする。

コジェネの現状①

- コジェネは1980年代から導入が進み、現在、ストックで1,000万kW以上まで普及。
- リーマンショック後の設備投資の冷え込みや燃料価格の高騰により、導入が伸び悩んでいたが、震災以降、需要家の災害対応への意識の高まり等により再度導入が進展。
- 燃料種別ではガスコジェネが増加傾向にある一方、石油コジェネは減少傾向にある。
- また、原動機のタイプ別では、設備容量では産業用で大規模に使用されることの多いガスタービンコジェネが多く、台数では小規模なものも含め、業務用で広く活用されるガスエンジンコジェネが多い。



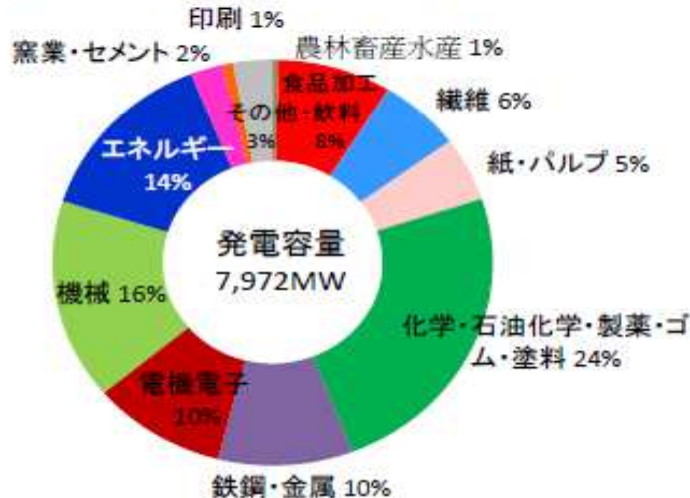
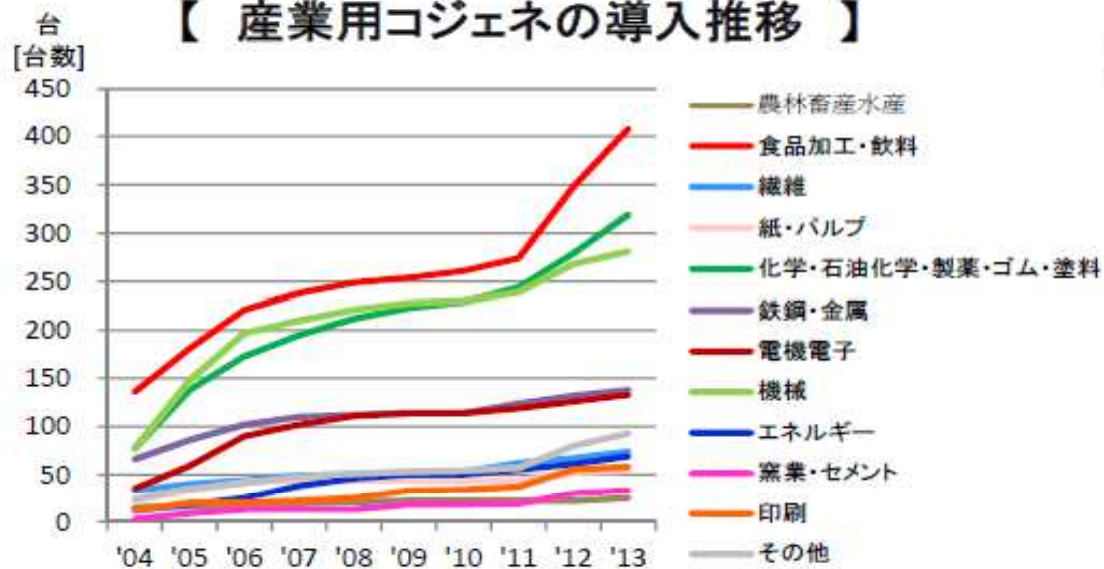
(※)新設容量は撤去分を控除したもの



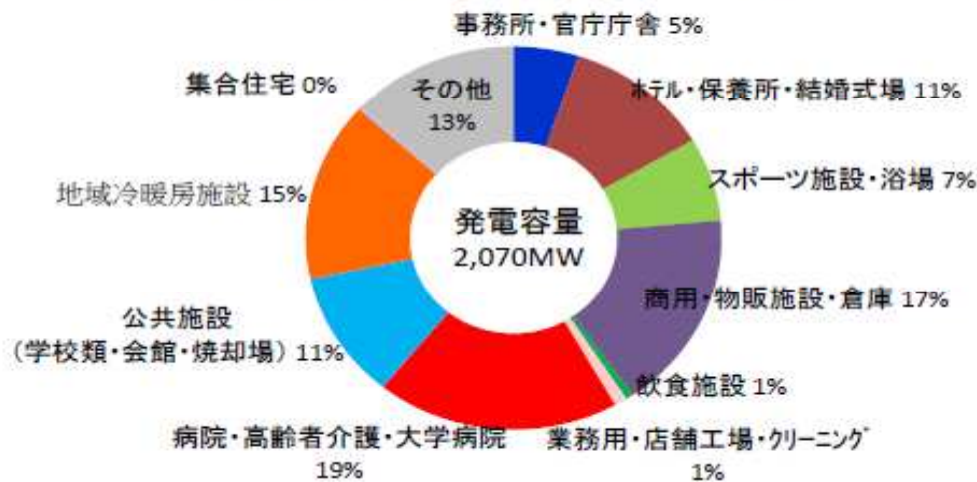
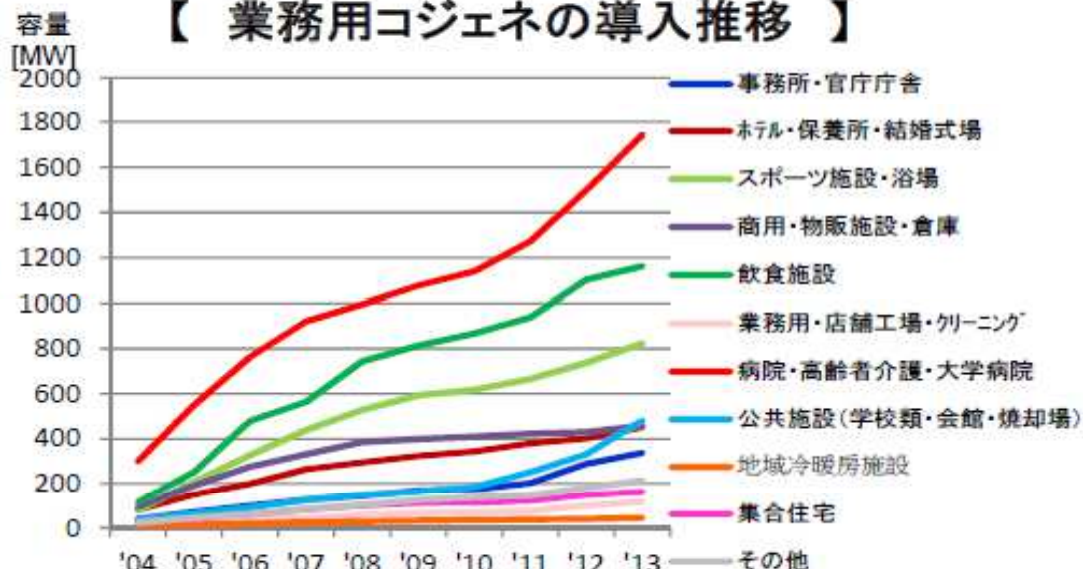
コジェネの現状②

- 産業分野では、化学、鉄鋼、食料品など、熱需要の多い分野に多く導入されているほか、相対的に熱需要が小さい機械、電機電子などの分野においても、非常時のエネルギー供給による生産継続（BCP）のために、導入が増加傾向にある。
- 業務分野では、非常時のエネルギー供給が必要な病院を中心に防災兼用機として導入される事例が多く、公共施設における導入も進んでいる。

【 産業用コジェネの導入推移 】



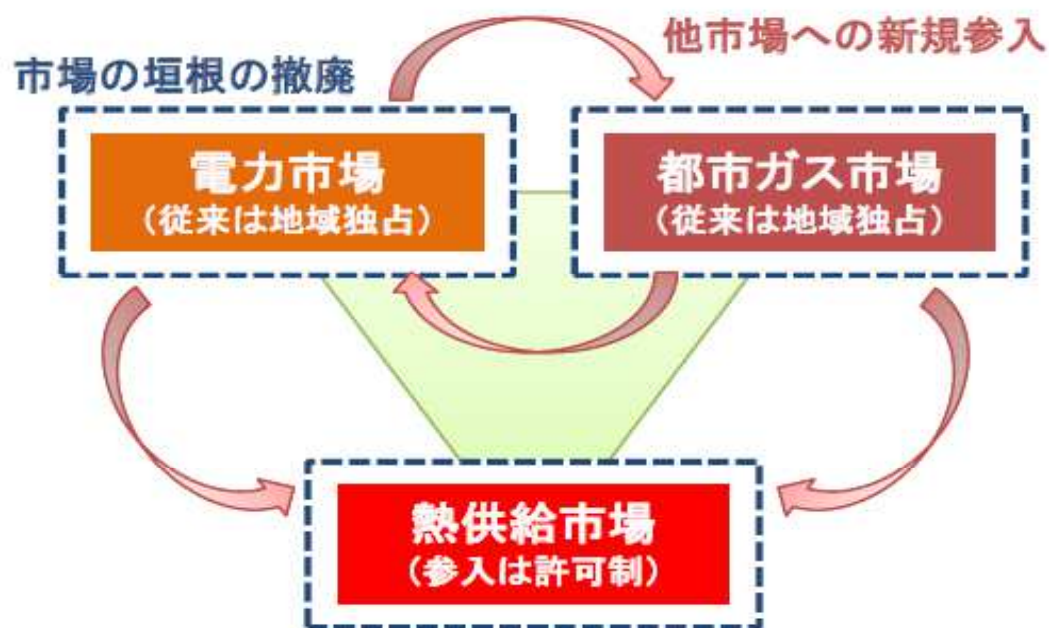
【 業務用コジェネの導入推移 】



コジェネを巡る環境の変化

- 電気・ガス・熱に関する一体的な制度改革により、「市場の垣根」が撤廃されれば、エネルギー企業の相互参入や異業種からの新規参入も進むことが想定される。
- これにより、新規プレイヤーの出現や、電力・ガス・熱などのセット売りやアグリゲータービジネスなど、新たなビジネスモデルの創出が期待される。
- 加えて、電力取引市場の活性化により、厚みを持った市場が形成されれば、コジェネで発電した電力を売電して有効活用する取組も増加が期待できる。

【 システム改革に伴う変化 】



今後生じうる変化

- 異業種との連携
- 新規プレイヤーの出現
- 新たなビジネスモデルの確立
 - ✓ 電力・ガス・熱などのセット売り
 - ✓ アグリゲータービジネス など
- コジェネで発電した電力の市場での取引活性化

コジェネの普及に向けた課題と対応の方向性

- コジェネは一次エネルギー削減に資するものの、需要家はコジェネを導入せずとも、系統電力やボイラ等の熱源機の活用により必要な電気や熱を確保することが可能であり、コジェネの投資回収年数は燃料費や電気料金等の動向によっても変動することから投資を躊躇することもある。このため、コジェネの普及にはコジェネ導入による経済性の確保が最重要。
- 加えて、スマートコミュニティをはじめとする熱・電気の面的融通や、業務用燃料電池の実用化など、新たな活用の在り方を確立することによって、新たな市場の開拓を行っていくことも必要。
- また、システム改革等を通じて、余剰電力取引の活性化や新たなビジネスモデルの確立がなされれば、経済性の確保につながるとともに、新たな活用の在り方の確立も期待できる。

【 コジェネの普及に向けた課題と対応の方向性 】

課題1: 経済性の確保

対応策①: 技術開発等を通じたコスト低減

- 技術開発等を通じたコスト低減や発電効率・熱回収効率の向上

対応策②: 政策的措置によるユーザー負担の軽減

- 補助金や税制などの政策的措置を通じたユーザー負担の軽減

対応策⑤: 余剰電力取引の活性化

- コジェネで発電した余剰電力を売電することで追加的なメリットを確保

対応策⑥: コジェネを活用した新たなビジネスモデルの確立

- 余剰電力取引は、コジェネ設置者単独で行うことは困難な場合も多いことから、コジェネを活用した新たなビジネスモデルの確立によって、コジェネの活用の幅が広がる

課題2: 新たな市場の開拓

対応策③: 熱・電気の面的融通

- スマートコミュニティ等でコジェネを設置し、熱及び電気を融通して一定の地域内で活用

対応策④: 業務用燃料電池の実用化

- 既存コジェネに比べて発電効率が高く、熱需要の少ない用途にも活用可能な業務用燃料電池の実用化

(4) コジエネ関連の予算・税制について

コジェネ関連の予算・税制

分散型電源導入促進事業費補助金【平成25年度予算（249.7億円） ※基金にて実施】

○天然ガスコジェネレーションや自家発電設備等の分散型電源の設置を促進することにより、省エネルギーや電力需給の安定化等を図るため、省エネルギー効果が高く、電気と熱を高効率に利用するガスコジェネレーションを導入する事業者に対して補助を実施。

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金【平成27年度予算額（410.0億円）】

○事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新の費用について補助を実施。

生産性向上設備投資促進税制（平成25年度～）

○質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るため、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置を新設。【適用期間：（平成28年度末まで）】

コジェネレーション設備も対象

※青色申告をしている法人・個人が対象

5%税額控除又は即時償却【平成26年1月20日～平成28年3月末まで】

4%税額控除又は50%特別償却【平成28年4月～平成29年3月末まで】

コジェネ固定資産税特例の創設（平成25年度～）

○コジェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減。【適用期間：（平成26年度末まで）】 → ※2年間の延長（平成28年度末まで）

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金【平成26年度補正予算（78.0億円）】

○再エネ等発電設備、熱利用設備、蓄電・蓄熱設備、エネマネシステム、自営線・熱導管、その他付帯設備の面的導入を支援

※「固定価格買取制度」において設備認定を受けない設備が対象

地域工場・中小企業等の省エネ設備導入補助金【平成26年度補正予算（929.5億円）】

○最新モデルの省エネ機器等の導入支援（A類型）【補助率1/3】

最新モデルかつ旧モデルと比較して年平均1%以上省エネ性能が向上していることが確認できる設備等を対象とし、導入を支援。

分散型電源導入促進事業費補助金
249.7億円 (新規)

資源エネルギー庁
ガス市場整備課 03-3501-2963
電力基盤整備課 03-3501-1749

事業の内容

事業の概要・目的

○天然ガスコージェネレーションや自家発電設備等の分散型電源の設置を促進することにより、省エネルギーや電力需給の安定化等を図るため以下の事業を行います。

- ①省エネルギー効果が高く、電気と熱を高効率に利用する天然ガスコージェネレーションを導入する事業者に対する支援。
- ②自家発電設備の新増設、増出力によりピークカットや余剰電力を電力会社等へ供給する事業者に対して設備導入費や燃料費を支援。

等

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

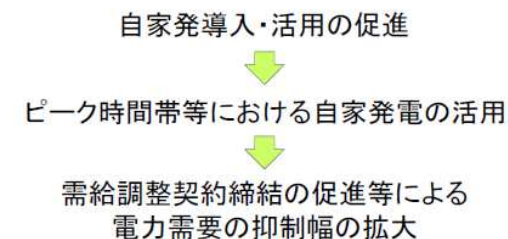
○天然ガスコージェネレーションのエネルギーの活用先



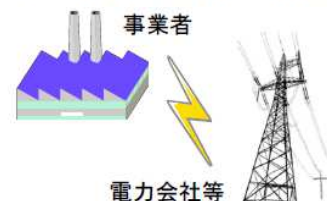
○ピークカット用自家発電設備に対する支援



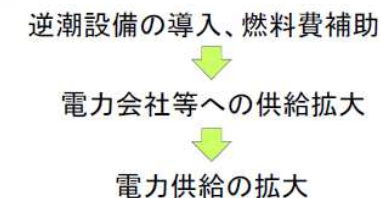
1,000KWクラス
ガスエンジン発電設備



○電力供給のための自家発電設備に対する支援



事業者
電力会社等



→執行団体 (ガスコージェネレーション推進事業) :

一般社団法人都市ガス振興センター
(事業部 CGS普及促進グループ)

URL <http://www.gasproc.or.jp/corgene/>

TEL : 03-3502-5550、FAX : 03-3502-5821)

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

平成27年度予算額 **410.0億円 (410.0億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場等における高効率設備・システムへの入替や製造プロセスの改善等の改修により省エネや電力ピーク対策を行う際に必要となる費用を補助します。
- エネルギー管理支援サービス事業者を活用した更なる省エネの取組や電力のピーク対策についても支援します。
- さらに、工場間で一体となった省エネの取組についても支援の対象とします。

成果目標

- 平成10年からの事業であり、申請時に計画された省エネ量が実績値としても100%を超えて確実に達成されることにより、事業者等におけるエネルギーコストの削減を目指します。

※省エネルギー小委員会での中間的整理(案)(平成26年12月25日)も踏まえつつ、効果的な支援のあり方について検討を行います。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



- 補助対象者
全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
- 補助率
①省エネ設備導入、電力ピーク対策、工場間で一体となった省エネの取組1/3以内
②エネマネ事業者を活用した事業1/2以内
※エネマネ事業者：エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギー事業を支援する事業者。

事業イメージ

省エネ・電力ピーク対策のための高効率設備・システムへの入替や製造プロセスの改善等の改修事業

高効率コンプレッサー



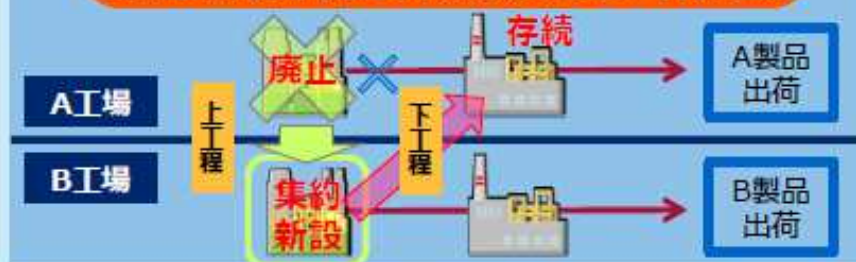
最新型ターボ冷凍機



エネルギー管理支援サービス事業者を活用した更なる省エネの取組



工場間で一体となった省エネの取組の事例(複数工場にまたがる生産ラインの集約、コンビナート内の連携)



→執行団体：一般社団法人 環境共創イニシアチブ URL <https://sii.or.jp/>
(審査第一グループ TEL：03-5565-4463、FAX：03-5565-4462)

1. 生産性向上設備投資促進税制の概要

- 質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るため、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置を新設。
- 平成26年1月20日から平成29年3月31日の間に取得等をし、かつ、事業の用に供した設備が対象。A類型とB類型の2つの確認等の方法があり、どちらかの確認等を受けた上で取得価額要件等を満たした場合に税制措置を受けられる。

類型	A: 先端設備	B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備 (要件)	「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの ①最新モデル ②生産性向上(年平均1%以上)	「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を満たすもの ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他満たすべき要件	生産等設備を構成するものであること／最低取得価額要件を満たしていること／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
対象者	青色申告をしている法人・個人(対象業種や企業規模に制限はない)	
税制措置 (時期により異なる)	○産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成28年3月31日まで :即時償却と税額控除※(5%。ただし、建物・構築物は3%)の選択制 ○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで :特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)と税額控除※(4%。ただし、建物・構築物は2%)の選択制 ※ 税額控除5%とは、対象設備の取得価額の5%相当額を当期に支払う法人税額等から控除する(差し引く)ことを指す。ただし、本税制による控除額の上限は、当期の法人税額等の20%。	

→お問い合わせ先: ■制度概要及び〔A 類型〕 / 生産性税制コールセンター TEL:03-3501-1565 (平日9:00-12:00,13:00-17:30)

■〔B 類型〕 / 九州経済産業局 企業支援課 TEL:092-482-5435

→詳細は経済省HPから URL http://www.meti.go.jp/policy/iigyuu_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

エネルギー・資源・技術革新関連

<延長>

○ コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

エネルギーの安定供給の確保等を図るため、分散型エネルギーである熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション）に係る固定資産税の軽減措置について、要件を見直した上で、適用期限を2年延長する。

○ 技術研究組合の所得計算の特例の延長 (法人税)

技術研究組合が賦課金をもって取得した試験研究用資産の圧縮記帳をした場合の減額分を損金算入する特例措置について、対象資産から「土地の上に存する権利」を除外した上で、適用期限を3年延長する。

○ 引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長 (石油石炭税)

沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のため、一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限の5年延長等を講ずる。

○ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長

(固定資産税)

沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のため、沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る特例措置について、適用期限を5年延長する。

→参考：一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター（コージェネ財団）
(TEL 03-3500-1612、FAX 03-3500-1613)

URL http://www.ace.or.jp/web/law/law_0030.html

(トップページ) > お役立ち情報 > 法制度・支援策 > 税制優遇)

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進 事業費補助金

平成26年度補正予算額 **78.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 再生可能エネルギーは地域活性化に資する重要な国産エネルギー源であり、再生可能エネルギー発電システムや熱利用システムの導入拡大が重要です。
- また、エネルギーマネジメントシステム等を活用しつつ、再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギー（電気・熱等）を一定規模のコミュニティの中で面的に利用し、平常時には大幅な省エネを実現し、非常時にはエネルギー供給を確保できる等の効果を有する、地産地消型のエネルギーシステムを広げていくことが重要です。
- 地産地消型のエネルギーシステムの構築によって、地域内でのエネルギーの最大活用・最適化が図られ、エネルギーコストの最小化にもつながります。
- このため、先導的な地産地消型のエネルギーシステムを構築する取組を支援するとともに、そのノウハウの蓄積、他地域への普及を図ります。

成果目標

- 再生可能エネルギーの面的な利用等を通じ、地域内でのエネルギーを最大限活用し、省エネ効果を20%以上達成するなど、エネルギーコストの最小化を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



※コージェネレーションシステム：発電の際に生ずる排熱を同時に回収し、熱及び電力を供給する熱電併給システム。

(1) 構想普及支援【定額】

事業化可能性調査の実施や事業計画の策定を支援

(2) 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業

【①自治体連携：2/3以内、②民間主導：1/2以内】

再生エネルギー発電設備、熱利用設備、蓄電・蓄熱設備、エネマネシステム、自営線・熱導管、その他付帯設備の面的導入を支援

※「固定価格買取制度」において設備認定を受けない設備が対象

①構想普及支援事業【予算額：10億円】

項目	概要	
補助目的	先導的な地産地消型エネルギーシステム（再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギーを一定規模のコミュニティの中で面的に利用するもの）の構築に向けた事業化可能性調査及び事業計画策定を行う事業の実施に要する経費の一部を補助することにより、地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図る。	
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業化可能性調査 <ul style="list-style-type: none"> 一定規模のコミュニティの中で面的にエネルギー事業を行う地産地消型エネルギーシステムの設置等を伴う事業の構築にかかる経済性評価（投資回収効率、費用対効果）のための事業化可能性調査を実施する事業。 1. 地域でのエネルギー需給の管理（エネルギーマネジメント）に関する調査（必須） 2. 再生可能エネルギーに関する調査（任意） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画策定 <ul style="list-style-type: none"> 一定規模のコミュニティの中で面的にエネルギー事業を行う地産地消型エネルギーシステムの設置等を伴う事業の実施を前提として、詳細な事業計画の策定を実施する事業。 ➢ 本事業において策定する事業計画は他事業において類似の事例がなく、再生可能エネルギー等の分散型エネルギーの地産地消等の課題を解決するための優れた特性を有するものであって、他地域への普及可能性が優れたものであることが必要。
補助対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本法人（登記法人）である民間会社又は民間会社を主申請法人（幹事法人）とする共同体、もしくは地方公共団体、任意団体等 ➢ ①地産地消型エネルギーシステムの設置等を伴う事業を行う事業者と、②主たるエネルギー事業者の2者の共同申請が必須。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本法人（登記法人）である民間会社又は民間会社を主申請法人（幹事法人）とする共同体、もしくは地方公共団体、任意団体等 ➢ ①地産地消型エネルギーシステムの設置等を伴う事業を行う事業者、②事業実施場所の地方公共団体（資金拠出は不要）、③主たるエネルギー事業者の3者の共同申請が必須。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業化可能性調査に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> • 労務費、旅費（委員旅費、職員旅費）、委員会開催費（委員謝金、会場費等）、外注費、消耗品費、その他（本事業を実施するのに必要な経費）。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画策定に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> • 労務費、旅費（委員旅費、職員旅費）、委員会開催費（委員謝金、会場費等）、外注費、消耗品費、その他（本事業を実施するのに必要な経費）。
補助率（上限）	■ 定額（上限：1000万円以内）	■ 定額（上限：3000万円以内）
公募開始	平成27年3月30日（月）～8月3日（月）12：00（必着） ※一次締切：平成27年5月11日（月）12時必着、二次締切：6月22日（月）12時必着、三次締切：8月3日（月）12時必着	
執行団体	一般社団法人 新エネルギー導入促進協会 スマートコミュニティセンター（構想普及支援事業担当） FAX：03-3984-8015 （※お問い合わせはFAXでお願いいたします） URL http://www.nepc.or.jp/topics/2015/0330_3.html	

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業

②モデル構築事業のうち地産地消型エネルギーシステムの構築に係るもの【予算額：40億円】

項目	概要
補助目的	先導的な地産地消型エネルギーシステム（再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギーを一定規模のコミュニティの中で面的に利用するもの。）の構築に要する経費の一部を補助することにより、地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図る。
補助対象事業	<p>以下の項目を満たす事業又は当該事業に関する実施設計を行う事業を補助対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー等を利用し、一定規模のコミュニティの中で電気又は熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの利用を行うもの、又は将来的な地産地消エネルギーシステムの構築に資する先端的な技術等を含んだ新規性を有する実証を行うものであること。 地域内でのエネルギーの最大活用・最適化に寄与する地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、他地域での地産地消型エネルギーシステムの展開に資するものであること。
補助対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 日本法人（登記法人）である民間会社又は民間会社を主申請法人（幹事法人）とする共同体、もしくは地方公共団体、任意団体等であること。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> モデル構築事業に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> 設計費（機械装置、システム） 設備費（機械装置、制御装置、監視装置、エネルギーマネジメントシステム、配管・配線類及びこれらに付帯する設備） 工事費 諸経費（工事負担金（水道等）、管理費（申請者の出張旅費、会議費等））。 ※ 固定価格買取制度の認定設備は補助対象外。
補助率（上限）	<ul style="list-style-type: none"> 民間会社又は任意団体等 1 / 2 地方公共団体と共同申請する民間会社、地方公共団体と共同申請する任意団体等 2 / 3 上限：10億円
公募期間	<p>平成27年3月13日（金）～平成27年7月31日（金） ※一次締切：平成27年3月31日（火）、二次締切：5月29日（金）、三次締切：6月30日（火）、最終締切：7月31日（金）</p>
執行団体	<p>一般社団法人 都市ガス振興センター 事業部 スマエネ推進チーム TEL：03-3502-5550 FAX：03-3502-5821 URL http://www.gasproc.or.jp/sumaene/index.html</p>

項目	概要
補助目的	再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組を行う事業に要する経費の一部を補助することにより、地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図る。
補助対象事業	<p>再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組を行う事業の内容が、下記の全ての項目を満たすものを対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光や風力等の出力変動の大きな再生可能エネルギーの導入を拡大するため、需要家側に設置された複数の蓄エネルギー機器を最適に制御することで調整力を創出し、又は再生可能エネルギー由来の電気を水素等の他のエネルギー媒体に変換、貯蔵することで、需要家側の設備に対し電気・熱を供給しようとするもの。 2. 再生可能エネルギー導入拡大に向けた課題に対する取組に関するノウハウの共有化を図り、他地域での再生可能エネルギーの導入拡大に資するもの。
補助対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本法人（登記法人）である民間会社又は民間会社を主申請法人（幹事法人）とする共同体、もしくは地方公共団体、任意団体等であること。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ■ モデル構築事業に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ● 設計費（機械装置、システム） ● 設備費（機械装置、制御盤、監視装置、配管類及びこれらに付随する設備） ● 工事費 ● 諸経費（工事負担金（水道等）、管理費（旅費、会議費等））。 ※ 固定価格買取制度の認定設備は補助対象外。
補助率（上限）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間会社又は任意団体等：1 / 2 ■ 地方公共団体と共同申請する民間会社又は地方公共団体と共同申請する任意団体等：2 / 3 ■ 上限：6億円
公募期間	<p>平成27年3月16日～7月31日（火）</p> <p>※一次締切：平成27年3月31日（火）、二次締切：5月29日（金）、三次締切：6月30日（火）、最終締切：7月31日（金）</p>
執行団体	<p>一般財団法人 エネルギー総合工学研究所 FAX：03-3501-8021 E-mail：saienpj@iae.or.jp</p> <p style="text-align: right;">（※お問い合わせはFAX・メールでお願いいたします）</p> <p>URL http://www.iae.or.jp/2015/03/16/2015scienpj/</p>

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課
03-3501-9726

平成26年度補正予算額 **929.5億円**

事業の内容

事業目的・概要

地域の工場・オフィス・店舗等の省エネに役立つ設備の導入等を支援します。また、地域できめ細かく省エネの相談に対応することができる体制を整備します。

● 最新モデルの省エネ機器等の導入支援（A類型）

①最新モデルかつ②旧モデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等の導入を支援します。

- ◆ 支援対象機器等の範囲を予め明確にし、申請手続きを簡素化します。
- ◆ 中小企業やエネルギー多消費企業に対して補助率を上げます(1/2)。
- ◆ 中小企業等に対する補助対象経費下限を100万円に下げます。

● 地域の工場・オフィス・店舗等の省エネ促進（B類型）

工場・オフィス・店舗等の省エネや電力ピーク対策、エネルギーマネジメントに役立つ既存設備等の改修・更新を支援します。

● 省エネ相談等の地域プラットフォーム構築

地域の中小企業や個人事業主における省エネや節電等のニーズに応えるべく、地域毎にきめ細かな省エネ相談を実施します。

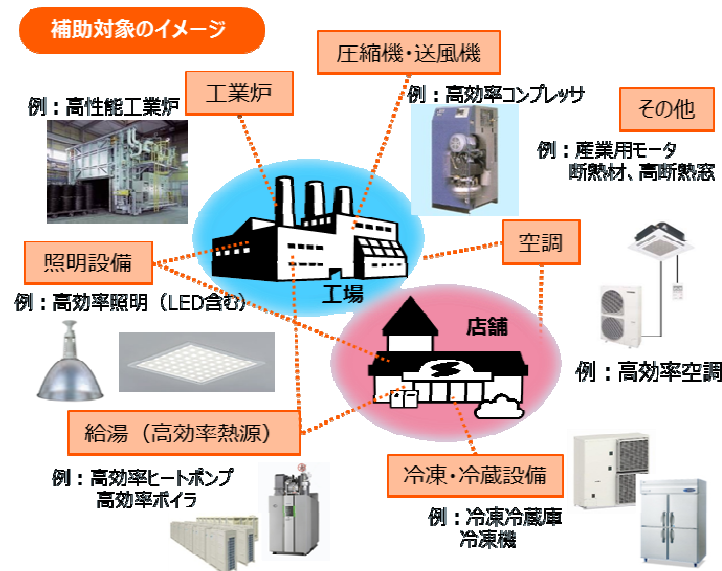
成果目標

- 最新モデルの省エネ機器の導入促進等により約1,800億円程度の設備投資を創出することにより、エネルギーコスト高を乗り越えるための企業の体力強化と、省エネ投資の促進による経済活動の活性化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



対象者	事業活動を行っている法人及び個人事業主										
補助率（A類型）	1/3以内 (中小企業、エネルギー多消費企業は1/2以内) ※補助対象経費下限：補助率1/3の場合は150万円 補助率1/2の場合は100万円										
補助率（B類型）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者区分</th> <th>通常事業</th> <th>エネマネ事業者(※) 連携事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業 エネルギー多消費企業</td> <td>1/2以内</td> <td>2/3以内</td> </tr> <tr> <td>その他事業者</td> <td>1/3以内</td> <td>1/2以内</td> </tr> </tbody> </table>		事業者区分	通常事業	エネマネ事業者(※) 連携事業	中小企業 エネルギー多消費企業	1/2以内	2/3以内	その他事業者	1/3以内	1/2以内
事業者区分	通常事業	エネマネ事業者(※) 連携事業									
中小企業 エネルギー多消費企業	1/2以内	2/3以内									
その他事業者	1/3以内	1/2以内									

※EMSを導入してエネルギー管理支援サービスを提供する事業者

→ 執行団体：一般社団法人 環境共創イニシアチブ URL <https://sii.or.jp/>

■ (A類型) 最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業／

※平成27年4月22日(水)受付終了

■ (B類型) 地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業／

※平成27年4月15日(水)受付終了

～ご清聴ありがとうございました～